大府医発第 313 号
令和４年７月８日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 茂 松 茂 人
（公印省略）

令和４年７月実施のいわゆる定例報告について
～「施設基準等の届出状況等の報告」及び「施設基準の適合性の確認」～

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

例年７月に厚生局が各保険医療機関に対して、施設基準等の届出状況の報告（いわゆる定例報告）を求めて参ります。保険医療機関が自ら施設基準等の要件を満たしているか点検(確認)し、その結果を厚生局へ報告する仕組み(自己点検方式)であり、ご了知賜りますようお願い申し上げます。なお、本件について近畿厚生局から７月８日付で各保険医療機関にハガキが送付されます。今回から封書ではなくハガキにより通知されます。

【要　点】

・近畿厚生局は７月８日付で全保険医療機関を対象に「(A) 施設基準の適合性の確認について（報告)」および「(B) 施設基準等の届出状況等の報告について（医科)」）の提出を求める内容を記載したハガキを発出する。

・各医療機関には、①から③に該当する医療機関の区分に応じたハガキが送付されます。

①「**病院及び有床診療所**」には赤枠のハガキが届きます。
指定のホームページ（インターネット※）にアクセスし、「(A) 施設基準の適合性の確認について（報告)」を確認して、要件を満たす場合は、報告のみ郵送する。
要件を満たさないものがある場合は、報告と「辞退届」を郵送する。
「(B) 施設基準等の届出状況等の報告について（医科)」を確認して、報告様式をダウンロードして郵送する。

②「**「施設基準等の届出状況等の報告について（医科)」の報告が必要な無床診療所**」には、赤枠のハガキが届きます。
指定のホームページにアクセスし、「(A) 施設基準の適合性の確認について（報告)」を確認して、要件を満たさないものがある場合のみ、報告と「辞退届」を郵送する。
「(B) 施設基準等の届出状況等の報告について（医科)」を確認して、報告様式をダウンロードして郵送する。

③「**「施設基準等の届出状況等の報告について（医科)」の報告が不要な無床診療所**」には、青枠のハガキが届きます。
指定のホームページにアクセスし、「(A) 施設基準の適合性の確認について（報告)」を確認して、要件を満たさないものがある場合のみ、報告と「辞退届」を郵送する。

・各医療機関は、送付されたハガキをご確認いただき、別紙の「R0407 定例報告 手順書」をご参照のうえ、①～③に該当する手順に沿って、「施設基準の適合性の確認について（報告)」および「施設基準等の届出状況等の報告について（医科)」について、インターネットから必要な用紙をダウンロードして、近畿厚生局に郵送にてご提出ください。

◇近畿厚生局のホームページ「定例報告」ＵＲＬ（令和４年７月９日更新予定です。）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/shisetsu_kijun_teirei/h26-teirei-top.html

※インターネットを利用できない場合や、報告書作成にあたってのご不明な点等がございましたら、近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ（電話 06-7663-7663）までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

◆問い合わせ先：
近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ（電話 06-7663-7663）

大阪府医師会保険医療課
（電話 06-6763-7001）

令和４年度 施設基準の定例報告について

令和４年７月８日 大阪府医師会保険医療課

（Ａ）施設基準の適合性の確認について（報告）
（Ｂ）施設基準等の届出状況等の報告（医科）

＃１ （Ａ）（Ｂ）２種類の報告があります。
＃２ 各報告は、インターネットより用紙をダウンロード、近畿厚生局あて郵送にて提出します。
＃３ 各報告について、郵送が不要な場合があります。

保険医療機関の区分

<table>
<tr><th></th><th>（A）施設基準の適合性の確認について（報告）</th><th>（B）施設基準等の届出状況等の報告（医科）</th></tr>
<tr><td>①病院及び
有床診療所</td><td>・要件満たす場合：報告を郵送
・要件満たさない場合：報告＋「辞退届」を郵送</td><td rowspan="2">医療機関コード・医療機関名の用紙＋各報告様式を郵送</td></tr>
<tr><td>②(B)報告あり
無床診療所</td><td rowspan="2">・要件満たす場合：<u>郵送は不要です</u>
・要件満たさない場合：報告＋「辞退届」を郵送</td></tr>
<tr><td>③(B)報告なし
無床診療所</td><td><u>郵送は不要です</u></td></tr>
</table>

郵送先・問い合わせ先
近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ
〒540-0011　大阪市中央区農人橋1-1-22　大江ビル8階
電話 06-7663-7663

①～③ 保険医療機関の区分毎の手順

①病院及び有床診療所
→ 4～10ページ 参照

②（B）報告あり 無床診療所
→ 11～17ページ 参照

③（B）報告なし 無床診療所
→ 18～24ページ 参照

①病院及び有床診療所　手順

①病院及び有床診療所　手順1

赤枠のハガキが届きます

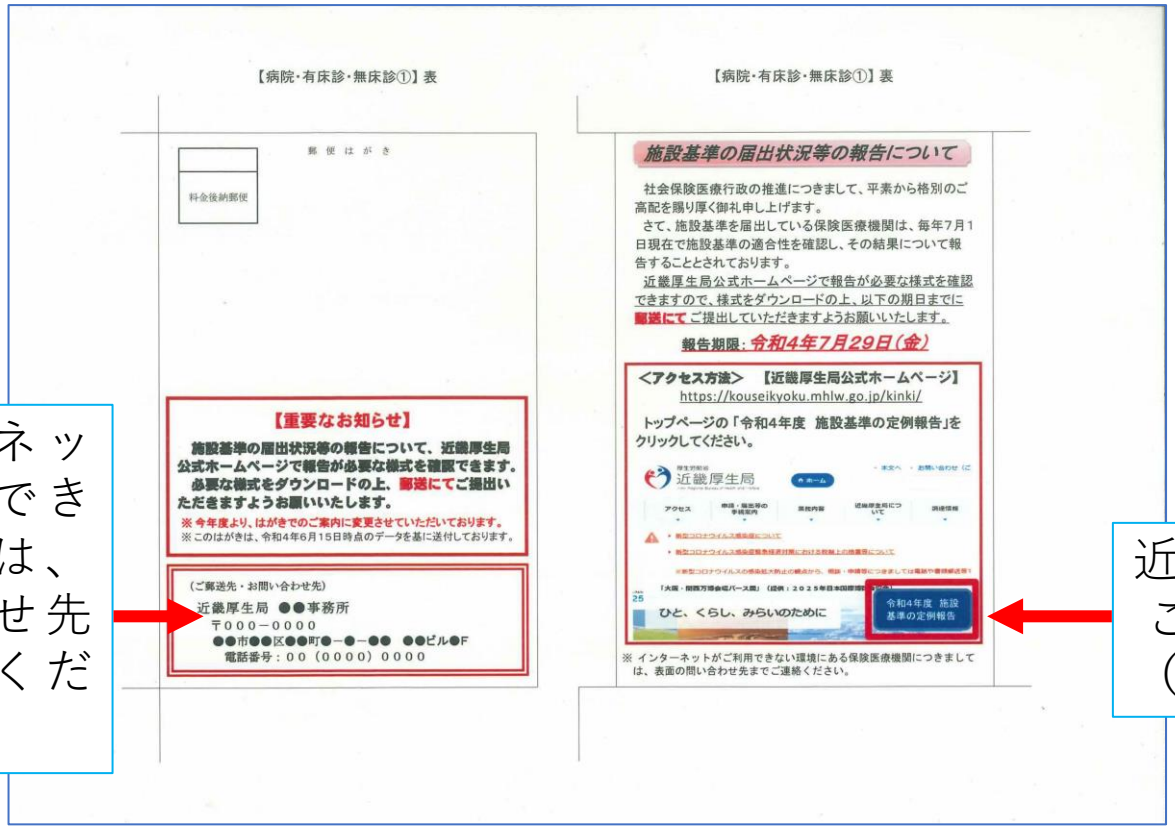

【病院・有床診・無床診①】表

郵便はがき

料金後納郵便

【重要なお知らせ】

施設基準の届出状況等の報告について、近畿厚生局公式ホームページで報告が必要な様式を確認できます。
必要な様式をダウンロードの上、郵送にてご提出いただきますようお願いいたします。

※今年度より、はがきでのご案内に変更させていただいております。
※このはがきは、令和4年6月15日時点のデータを基に送付しております。

（ご郵送先・お問い合わせ先）
近畿厚生局　●●事務所
〒000－0000
●●市●●区●●町●－●－●●　●●ビル●F
電話番号：00（0000）0000

【病院・有床診・無床診①】裏

施設基準の届出状況等の報告について

社会保険医療行政の推進につきまして、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、施設基準を届出している保険医療機関は、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされております。
近畿厚生局公式ホームページで報告が必要な様式を確認できますので、様式をダウンロードの上、以下の期日までに郵送にてご提出していただきますようお願いいたします。

報告期限：令和4年7月29日（金）

<アクセス方法>　【近畿厚生局公式ホームページ】
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/

トップページの「令和4年度　施設基準の定例報告」をクリックしてください。

近畿厚生局

ひと、くらし、みらいのために

令和4年度　施設基準の定例報告

※インターネットがご利用できない環境にある保険医療機関につきましては、表面の問い合わせ先までご連絡ください。

インターネットを利用できない場合は、問い合わせ先へご連絡ください

近畿厚生局ホームページ
こちらにアクセス
（クリック）

①病院及び有床診療所　手順2

「病院」or「医科（有床診療所※）」をクリック

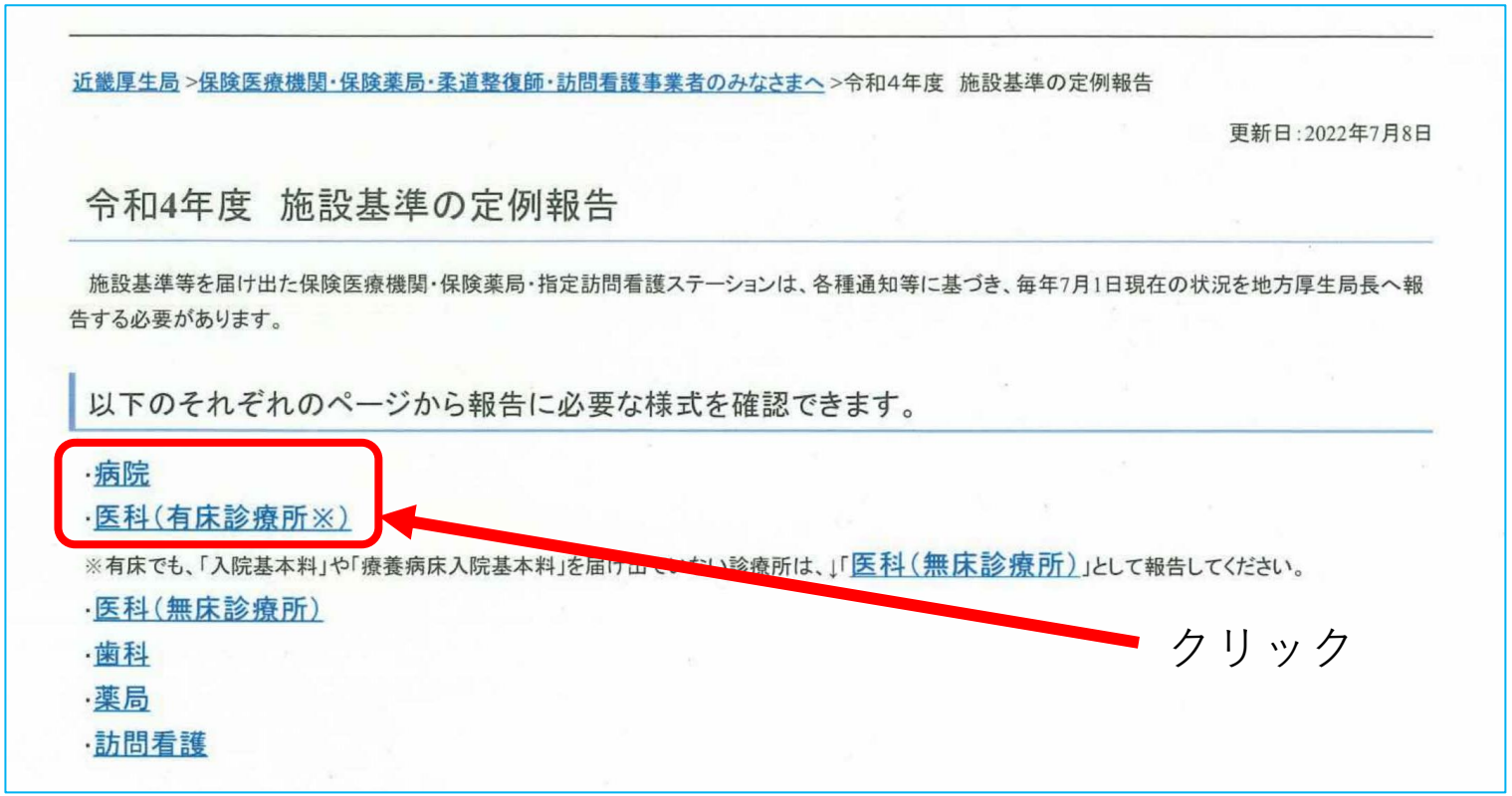

近畿厚生局 >保険医療機関・保険薬局・柔道整復師・訪問看護事業者のみなさまへ >令和4年度　施設基準の定例報告

更新日：2022年7月8日

令和4年度　施設基準の定例報告

施設基準等を届け出た保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護ステーションは、各種通知等に基づき、毎年7月1日現在の状況を地方厚生局長へ報告する必要があります。

以下のそれぞれのページから報告に必要な様式を確認できます。

- 病院
- 医科（有床診療所※）

※有床でも、「入院基本料」や「療養病床入院基本料」を届け出ていない診療所は、↓「医科（無床診療所）」として報告してください。

- 医科（無床診療所）
- 歯科
- 薬局
- 訪問看護

クリック

①病院及び有床診療所　手順3

（A）施設基準の適合性の確認について（報告）

近畿厚生局 >保険医療機関・保険薬局・柔道整復師・訪問看護事業者のみなさまへ >病院・医科（有床診療所）に係る定例報告等について

更新日：2022年7月8日

病院・医科（有床診療所）に係る定例報告等について

報告いただくにあたって

・以下の(A)及び(B)の両方をご確認いただき、報告が必要な様式について、令和4年7月29日（金）までに貴院が所在する府県を管轄する事務所（大阪府にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。
・今回の報告に関して、ご不明な点がございましたら「FAQ（医科）」を参照してください。

（A）施設基準の適合性の確認

・令和4年7月1日現在で、貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか自己点検を行い、以下の報告様式をご提出ください。
・詳細は、下表の「施設基準の適合性の確認について（PDF）」をご覧ください。
・届け出ている施設基準がご不明な場合は、下記リンク先をご参照ください。
→「施設基準の届出受理状況」及び「保険外併用療養費の報告状況」
・要件を満たしていない施設基準がある場合は、以下の報告様式と併せて 辞退届 ご提出ください。

必ずお読みください↓	報告様式		備考
施設基準の適合性の確認について（PDF）	◆全ての医療機関について報告が必要です。 病院・医科（有床診療所）施設基準の適合性の確認について（報告）	（PDF）（Word）	次に（B）に進んでください

（B）施設基準の届出状況等の報告（病院・医科（有床診療所））

【確認の手順】
1. 以下の【報告確認ツール】に医療機関コードを入力し、報告が必要な様式を確認してください。
【報告確認ツール】 → こちら（報告が必要な様式を確認できます！）
※アクセスが集中している等の理由により、ファイルのダウンロードに時間を要する場合がありますので、デスクトップなどに保存して使用することをおすすめします。
2. 医療機関コード入力後の【報告確認ツール】の画面を印刷し、担当者等を記載してください。
3. 確認した報告様式を下表からダウンロードし、必要事項を記載してください。
4. 2. で印刷した【報告確認ツール】の帳票及び3. で作成した報告様式を併せてご提出ください。

「辞退届」は、
こちらをクリックして
ダウンロード

こちらをクリック
PDF・Word
いずれかの形式で
ダウンロード

こちらをクリック
「必ずお読みください」

①病院及び有床診療所　手順4

（A）施設基準の適合性の確認について（報告）

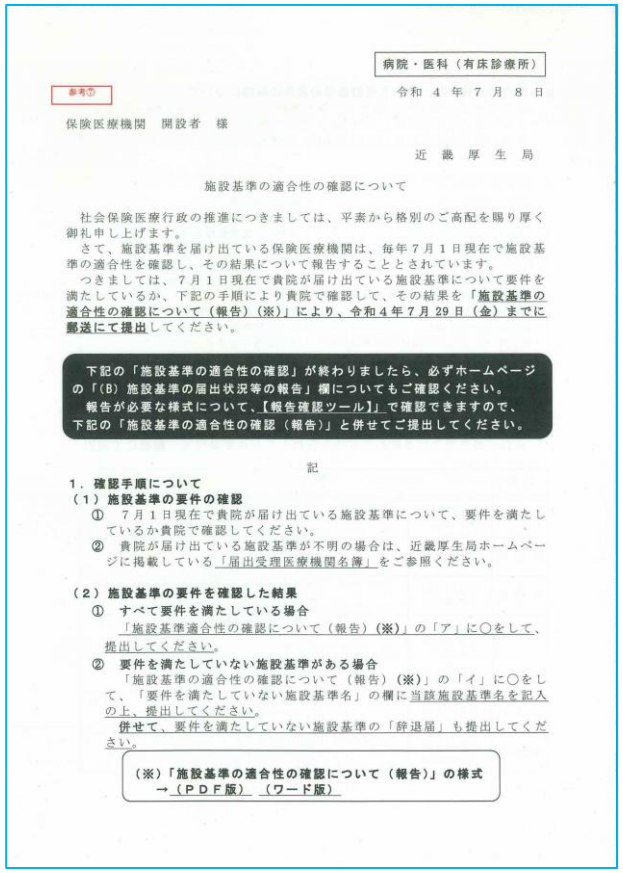

病院・医科（有床診療所）

参考⑦

令和４年７月８日

保険医療機関　開設者　様

近　畿　厚　生　局

施設基準の適合性の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年７月１日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされています。

つきましては、７月１日現在で貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴院で確認して、その結果を「**施設基準の適合性の確認について（報告）（※）**」により、**令和４年７月29日（金）までに郵送にて提出**してください。

下記の「施設基準の適合性の確認」が終わりましたら、必ずホームページの「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄についてもご確認ください。
報告が必要な様式について、【報告確認ツール】」で確認できますので、下記の「施設基準の適合性の確認（報告）」と併せてご提出してください。

記

１．確認手順について

（１）施設基準の要件の確認

① ７月１日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。

② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、近畿厚生局ホームページに掲載している「届出受理医療機関名簿」をご参照ください。

（２）施設基準の要件を確認した結果

① **すべて要件を満たしている場合**

「施設基準適合性の確認について（報告）（※）」の「ア」に○をして、提出してください。

② **要件を満たしていない施設基準がある場合**

「施設基準の適合性の確認について（報告）（※）」の「イ」に○をして、「要件を満たしていない施設基準名」の欄に当該施設基準名を記入の上、提出してください。

併せて、要件を満たしていない施設基準の「辞退届」も提出してください。

（※）「施設基準の適合性の確認について（報告）」の様式
→（ＰＤＦ版）（ワード版）

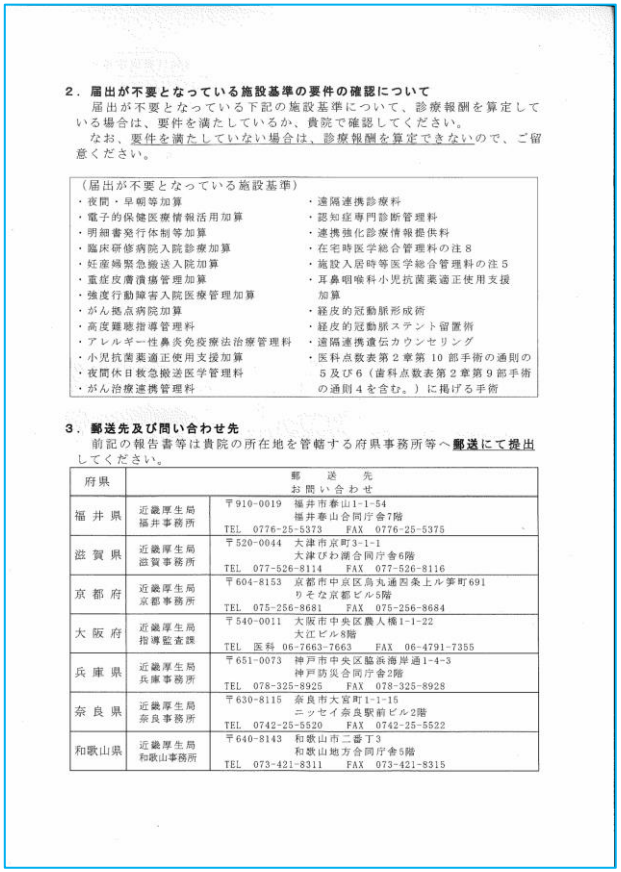

２．届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご留意ください。

（届出が不要となっている施設基準）

- 夜間・早朝等加算
- 電子的保健医療情報活用加算
- 明細書発行体制等加算
- 臨床研修病院入院診療加算
- 妊産婦緊急搬送入院加算
- 重症皮膚潰瘍管理加算
- 強度行動障害入院医療管理加算
- がん拠点病院加算
- 高度難聴指導管理料
- アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
- 小児抗菌薬適正使用支援加算
- 夜間休日救急搬送医学管理料
- がん治療連携管理料
- 遠隔連携診療料
- 認知症専門診断管理料
- 連携強化診療情報提供料
- 在宅時医学総合管理料の注８
- 施設入居時等医学総合管理料の注５
- 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算
- 経皮的冠動脈形成術
- 経皮的冠動脈ステント留置術
- 遠隔連携遺伝カウンセリング
- 医科点数表第２章第10部手術の通則の５及び６（歯科点数表第２章第９部手術の通則４を含む。）に掲げる手術

３．郵送先及び問い合わせ先

前記の報告書等は貴院の所在地を管轄する府県事務所等へ**郵送にて提出**してください。

府県	郵送先 お問い合わせ	
福井県	近畿厚生局 福井事務所	〒910-0019　福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎7階 TEL　0776-25-5373　FAX　0776-25-5375
滋賀県	近畿厚生局 滋賀事務所	〒520-0044　大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階 TEL　077-526-8114　FAX　077-526-8116
京都府	近畿厚生局 京都事務所	〒604-8153　京都市中京区烏丸通四条上ル蛸町691 りそな京都ビル5階 TEL　075-256-8681　FAX　075-256-8684
大阪府	近畿厚生局 指導監査課	〒540-0011　大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階 TEL　医科 06-7663-7663　FAX　06-4791-7355
兵庫県	近畿厚生局 兵庫事務所	〒651-0073　神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎2階 TEL　078-325-8925　FAX　078-325-8928
奈良県	近畿厚生局 奈良事務所	〒630-8115　奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階 TEL　0742-25-5520　FAX　0742-25-5522
和歌山県	近畿厚生局 和歌山事務所	〒640-8143　和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階 TEL　073-421-8311　FAX　073-421-8315

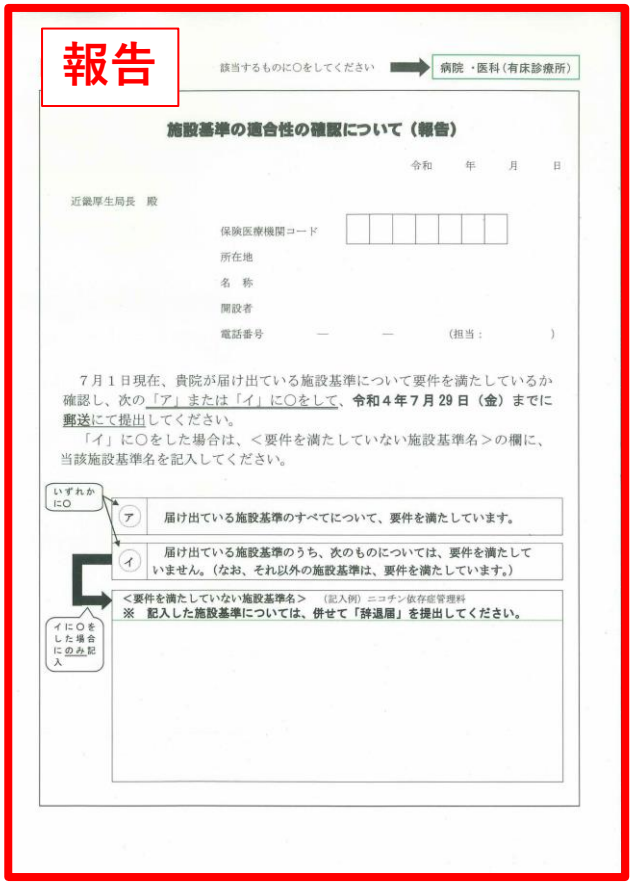

報告

該当するものに○をしてください → 病院・医科（有床診療所）

施設基準の適合性の確認について（報告）

令和　　年　　月　　日

近畿厚生局長　殿

保険医療機関コード

所在地

名　称

開設者

電話番号　　―　　―　　（担当：　　）

７月１日現在、貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか確認し、次の「ア」または「イ」に○をして、**令和４年７月29日（金）**までに郵送にて提出してください。

「イ」に○をした場合は、＜要件を満たしていない施設基準名＞の欄に、当該施設基準名を記入してください。

いずれかに○

ア　**届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしています。**

イ　**届け出ている施設基準のうち、次のものについては、要件を満たしていません。（なお、それ以外の施設基準は、要件を満たしています。）**

＜要件を満たしていない施設基準名＞　（記入例）ニコチン依存症管理料

※　記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。

イに○をした場合にのみ記入

・要件満たす場合：**報告**を郵送
・要件満たさない場合：**報告**＋「辞退届」を郵送

①病院及び有床診療所　手順5

（B）施設基準等の届出状況等の報告（医科）

近畿厚生局 >保険医療機関・保険薬局・柔道整復師・訪問看護事業者のみなさまへ >病院・医科（有床診療所）に係る定例報告等について

更新日：2022年7月8日

病院・医科（有床診療所）に係る定例報告等について

報告いただくにあたって

・以下の(A)及び(B)の両方をご確認いただき、報告が必要な様式について、令和4年7月29日（金）までに貴院が所在する府県を管轄する事務所（大阪府にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。
・今回の報告に関して、ご不明な点がございましたら「FAQ（医科）」を参照してください。

（A）施設基準の適合性の確認

・令和4年7月1日現在で、貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか自己点検を行い、以下の報告様式をご提出ください。
・詳細は、下表の「施設基準の適合性の確認について（PDF）」をご覧ください。
・届け出ている施設基準がご不明な場合は、下記リンク先をご参照ください。
→「施設基準の届出受理状況」及び「保険外併用療養費の報告状況」
・要件を満たしていない施設基準がある場合は、以下の報告様式と併せて辞退届をご提出ください。

必ずお読みください↓	報告様式		備考
施設基準の適合性の確認について（PDF）	◆全ての医療機関について報告が必要です。 病院・医科（有床診療所）施設基準の適合性の確認について（報告）	（PDF） （Word）	次に（B）に進んでください。

（B）施設基準の届出状況等の報告（病院・医科（有床診療所））

【確認の手順】
1. 以下の【報告確認ツール】に医療機関コードを入力し、報告が必要な様式を確認してください。
【報告確認ツール】→ こちら（報告が必要な様式を確認できます！）
※アクセスが集中している等の理由により、ファイルのダウンロードに時間を要する場合がありますので、デスクトップなどに保存して使用することをおすすめします。
2. 医療機関コード入力後の【報告確認ツール】の画面を印刷し、担当者等を記載してください。
3. 確認した報告様式を下表からダウンロードし、必要事項を記載してください。
4. 2. で印刷した【報告確認ツール】の帳票及び3. で作成した報告様式を併せてご提出ください。

こちらをクリック

①病院及び有床診療所　手順6

（B）施設基準等の届出状況等の報告（医科）

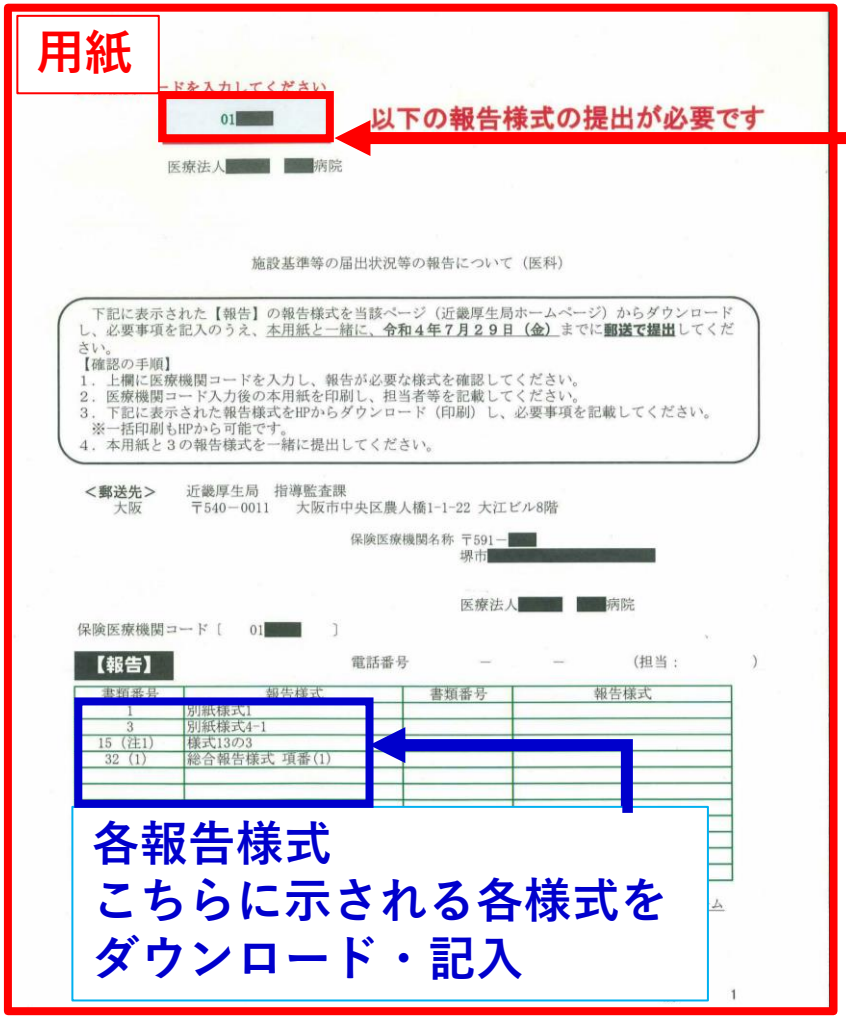

医療機関コード（ハイフンなし）を入力

医療機関コード・
医療機関名の**用紙**
＋**各報告様式**
を郵送

②(B)報告あり 無床診療所　手順

②(B)報告あり 無床診療所　手順1

無床診療所で**赤枠**のハガキが届いた場合

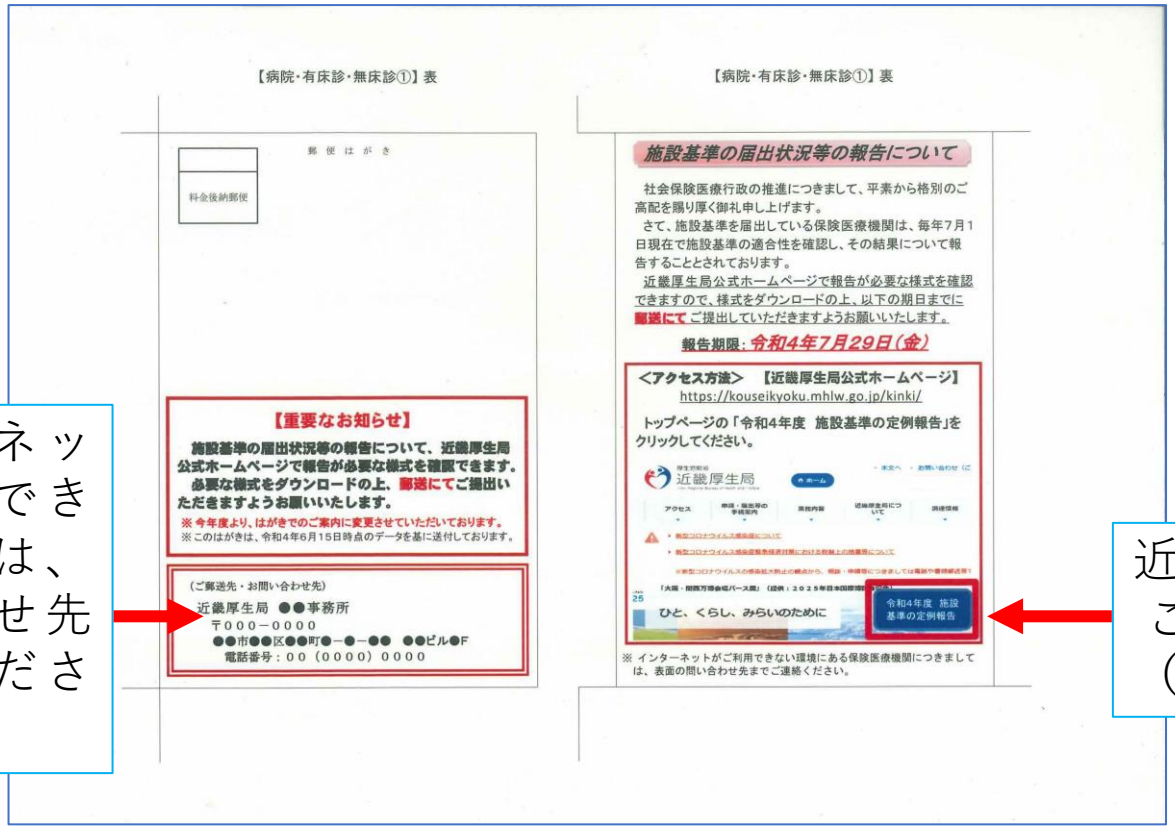

【病院・有床診・無床診①】表

郵便はがき

料金後納郵便

【重要なお知らせ】

施設基準の届出状況等の報告について、近畿厚生局公式ホームページで報告が必要な様式を確認できます。
必要な様式をダウンロードの上、郵送にてご提出いただきますようお願いいたします。

※今年度より、はがきでのご案内に変更させていただいております。
※このはがきは、令和4年6月15日時点のデータを基に送付しております。

（ご郵送先・お問い合わせ先）
近畿厚生局 ●●事務所
〒000－0000
●●市●●区●●町●－●－●●　●●ビル●F
電話番号：00（0000）0000

【病院・有床診・無床診①】裏

施設基準の届出状況等の報告について

社会保険医療行政の推進につきまして、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、施設基準を届出している保険医療機関は、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされております。
近畿厚生局公式ホームページで報告が必要な様式を確認できますので、様式をダウンロードの上、以下の期日までに郵送にてご提出していただきますようお願いいたします。

報告期限：令和4年7月29日（金）

<アクセス方法>　【近畿厚生局公式ホームページ】
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/
トップページの「令和4年度　施設基準の定例報告」をクリックしてください。

近畿厚生局

ひと、くらし、みらいのために

令和4年度 施設基準の定例報告

※インターネットがご利用できない環境にある保険医療機関につきましては、表面の問い合わせ先までご連絡ください。

インターネットを利用できない場合は、問い合わせ先へ連絡ください

近畿厚生局ホームページ
こちらにアクセス
（クリック）

②(B)報告あり 無床診療所　手順2

「医科（無床診療所）」をクリック

近畿厚生局 >保険医療機関・保険薬局・柔道整復師・訪問看護事業者のみなさまへ >令和4年度　施設基準の定例報告

更新日：2022年7月8日

令和4年度　施設基準の定例報告

施設基準等を届け出た保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護ステーションは、各種通知等に基づき、毎年7月1日現在の状況を地方厚生局長へ報告する必要があります。

以下のそれぞれのページから報告に必要な様式を確認できます。

- 病院
- 医科（有床診療所※）

※有床でも、「入院基本料」や「療養病床入院基本料」を届け出ていない診療所は、↓「医科（無床診療所）」として報告してください。

- 医科（無床診療所）
- 歯科
- 薬局
- 訪問看護

クリック

②(B)報告あり 無床診療所　手順3

（A）施設基準の適合性の確認について（報告）

近畿厚生局 >保険医療機関・保険薬局・柔道整復師・訪問看護事業者のみなさまへ >医科（無床診療所）に係る定例報告等について

更新日：2022年7月8日

医科（無床診療所）に係る定例報告等について

報告いただくにあたって

・届け出ている施設基準がない場合

ご提出いただく書類はありませんが、届出が不要となっている施設基準について、要件を満たしているか必ずご確認ください。←クリック

注：明細書の発行に係る「正当な理由」に該当する旨を届け出ている診療所については、(B)に進んでください。

・届け出ている施設基準がある場合

・以下の(A)及び(B)の両方をご確認いただき、報告が必要か確認してください。

・報告が必要な場合は、当該報告様式をダウンロードの上、令和4年7月29日（金）までに貴院が所在する府県を管轄する事務所（大阪府にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

※今回の報告に関して、ご不明な点がございましたら「FAQ（医科）」を参照してください。

（A）施設基準の適合性の確認

・令和4年7月1日現在で届け出ている施設基準について、要件を満たしているか自己点検を行い、要件を満たしていない施設基準がある場合に限り、以下の報告様式及び辞退届をご提出ください。

・詳細は、下表の「施設基準の適合性の確認について（PDF）」をご覧ください。

・届け出ている施設基準がご不明な場合は、下記リンク先をご参照ください。

→「施設基準の届出受理状況」及び「保険外併用療養費の報告状況」

必ずお読みください↓	報告様式		備考
施設基準の適合性の確認について（PDF）	◆要件を満たしてない施設基準がある場合に限り、以下の報告様式及び辞退届の提出が必要です。 医科（無床診療所）施設基準の適合性の確認について（報告）	（PDF） （Word）	次に（B）に進んでください。

（B）施設基準の届出状況等の報告（医科（無床診療所））

【確認の手順】

1. 以下の【報告確認ツール】に医療機関コードを入力し、報告が必要な様式を確認してください。
   【報告確認ツール】 → こちら（報告が必要な様式を確認できます！）
   ※アクセスが集中している等により、ファイルのダウンロードに時間を要する場合がありますので、デスクトップなどに保存して使用することをおすすめします。
2. 医療機関コード入力後の【報告確認ツール】の画面を印刷し、担当者等を記載してください。
3. 確認した報告様式を下表からダウンロードし、必要事項を記載してください。
4. 2. で印刷した【報告確認ツール】の帳票及び3. で作成した報告様式を併せてご提出ください。

「辞退届」は、
こちらをクリックして
ダウンロード

こちらをクリック
PDF・Word
いずれかの形式で
ダウンロード

こちらをクリック
「必ずお読みください」

②(B)報告あり 無床診療所　手順4

（A）施設基準の適合性の確認について（報告）

医科（無床診療所）

参考⑤

令和４年７月８日

保険医療機関　開設者　様

近畿厚生局

施設基準の適合性の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年７月１日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされています。

つきましては、７月１日現在で貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴院で確認して、**施設基準の要件を満たしていないものがある場合は**、「施設基準の適合性の確認について（報告）（※）」により、**令和４年７月29日（金）までに郵送にて提出**してください。

下記の「施設基準の適合性の確認」が終わりましたら、必ずホームページの「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄についてもご確認ください。
報告が必要な様式が、【報告確認ツール】」で確認できます。

記

１．確認手順について

（１）施設基準の要件の確認

① ７月１日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。

② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、近畿厚生局ホームページに掲載している「届出受理医療機関名簿」をご参照ください。

（２）施設基準の要件を確認した結果

① **すべて要件を満たしている場合**

「施設基準の適合性の確認について（報告）」の作成は不要です。

② **要件を満たしていない施設基準がある場合**

「施設基準の適合性の確認について（報告）（※）」の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に当該施設基準名を記入の上、提出してください。

併せて、要件を満たしていない施設基準の「辞退届」を提出してください。

（※）「施設基準の適合性の確認について（報告）」の様式
→（ＰＤＦ版）（ワード版）

２．届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている以下の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご留意ください。

（届出が不要となっている施設基準）
※この施設基準のみ要件を満たさない場合は、前記１（２）②の報告は不要です。

- 夜間・早朝等加算
- 電子的保健医療情報活用加算
- 明細書発行体制等加算
- 臨床研修病院入院診療加算
- 妊産婦緊急搬送入院加算
- 重症皮膚潰瘍管理加算
- 強度行動障害入院医療管理加算
- がん拠点病院加算
- 高度難聴指導管理料
- アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
- 小児抗菌薬適正使用支援加算
- 夜間休日救急搬送医学管理料
- がん治療連携管理料
- 遠隔連携診療料
- 認知症専門診断管理料
- 連携強化診療情報提供料
- 在宅時医学総合管理料の注８
- 施設入居時等医学総合管理料の注５
- 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算
- 経皮的冠動脈形成術
- 経皮的冠動脈ステント留置術
- 遠隔連携遺伝カウンセリング
- 医科点数表第２章第10部手術の通則の５及び６（歯科点数表第２章第９部手術の通則４を含む。）に掲げる手術

３．郵送先及び問い合わせ先

前記の報告書等は貴院の所在地を管轄する府県事務所等へ**郵送にて提出**してください。

府県	郵送先 お問い合わせ	
福井県	近畿厚生局 福井事務所	〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎7階 TEL 0776-25-5373 FAX 0776-25-5375
滋賀県	近畿厚生局 滋賀事務所	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階 TEL 077-526-8114 FAX 077-526-8116
京都府	近畿厚生局 京都事務所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル蛸町691 りそな京都ビル5階 TEL 075-256-8681 FAX 075-256-8684
大阪府	近畿厚生局 指導監査課	〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階 TEL 医科 06-7663-7663 FAX 06-4791-7355
兵庫県	近畿厚生局 兵庫事務所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎2階 TEL 078-325-8925 FAX 078-325-8928
奈良県	近畿厚生局 奈良事務所	〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階 TEL 0742-25-5520 FAX 0742-25-5522
和歌山県	近畿厚生局 和歌山事務所	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階 TEL 073-421-8311 FAX 073-421-8315

報告

医科（無床診療所）

施設基準の適合性の確認について（報告）

７月１日現在、貴院が届け出ている施設基準について、次の「ア」または「イ」のいずれに該当するかご確認ください。

ア　届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしている　又は　届け出ている施設基準がない場合 → この用紙は提出不要

イ　届け出ている施設基準のうち、要件を満たしていないものがある場合

以下の【枠内】に要件を満たしていない施設基準名を記入のうえ、**郵送にて提出**してください。

届け出ている施設基準のうち、次のものについては、施設基準の要件を満たしていません。（なお、それ以外の施設基準は、要件を満たしています。）

＜要件を満たしていない施設基準名＞　（記入例）地域包括診療加算

※　記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。

令和　　年　　月　　日

近畿厚生局長　殿

保険医療機関コード

所在地

名　称

開設者

電話番号　　―　　―　　（担当：　　）

・要件満たす場合：**郵送は不要です**
・要件満たさない場合：**報告**＋「辞退届」を郵送

②(B)報告あり 無床診療所　手順5

（B）施設基準等の届出状況等の報告（医科）

近畿厚生局 >保険医療機関・保険薬局・柔道整復師・訪問看護事業者のみなさまへ >医科（無床診療所）に係る定例報告等について

更新日：2022年7月8日

医科（無床診療所）に係る定例報告等について

報告いただくにあたって

・届け出ている施設基準がない場合

ご提出いただく書類はありませんが、届出が不要となっている施設基準について、要件を満たしているか必ずご確認ください。←クリック

注：明細書の発行に係る「正当な理由」に該当する旨を届け出ている診療所については、（B）に進んでください。

・届け出ている施設基準がある場合

・以下の（A）及び（B）の両方をご確認いただき、報告が必要か確認してください。

・報告が必要な場合は、当該報告様式をダウンロードの上、令和4年7月29日（金）までに貴院が所在する府県を管轄する事務所（大阪府にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

※今回の報告に関して、ご不明な点がございましたら「FAQ（医科）」を参照してください。

（A）施設基準の適合性の確認

・令和4年7月1日現在で届け出ている施設基準について、要件を満たしているか自己点検を行い、要件を満たしていない施設基準がある場合に限り、以下の報告様式及び辞退届をご提出ください。

・詳細は、下表の「施設基準の適合性の確認について（PDF）」をご覧ください。

・届け出ている施設基準がご不明な場合は、下記リンク先をご参照ください。

→「施設基準の届出受理状況」及び「保険外併用療養費の報告状況」

必ずお読みください↓	報告様式		備考
施設基準の適合性の確認について（PDF）	◆要件を満たしてない施設基準がある場合に限り、以下の報告様式及び辞退届の提出が必要です。 医科（無床診療所）施設基準の適合性の確認について（報告）	（PDF） （Word）	次に（B）に進んでください。

（B）施設基準の届出状況等の報告（医科（無床診療所））

【確認の手順】

1. 以下の【報告確認ツール】に医療機関コードを入力し、報告が必要な様式を確認してください。

【報告確認ツール】 → こちら（報告が必要な様式を確認できます！）

※アクセスが集中している等により、ファイルのダウンロードに時間を要する場合がありますので、デスクトップなどに保存して使用することをおすすめします。

2. 医療機関コード入力後の【報告確認ツール】の画面を印刷し、担当者等を記載してください。
3. 確認した報告様式を下表からダウンロードし、必要事項を記載してください。
4. 2. で印刷した【報告確認ツール】の帳票及び3. で作成した報告様式を併せてご提出ください。

こちらをクリック

②(B)報告あり 無床診療所　手順6

（B）施設基準等の届出状況等の報告（医科）

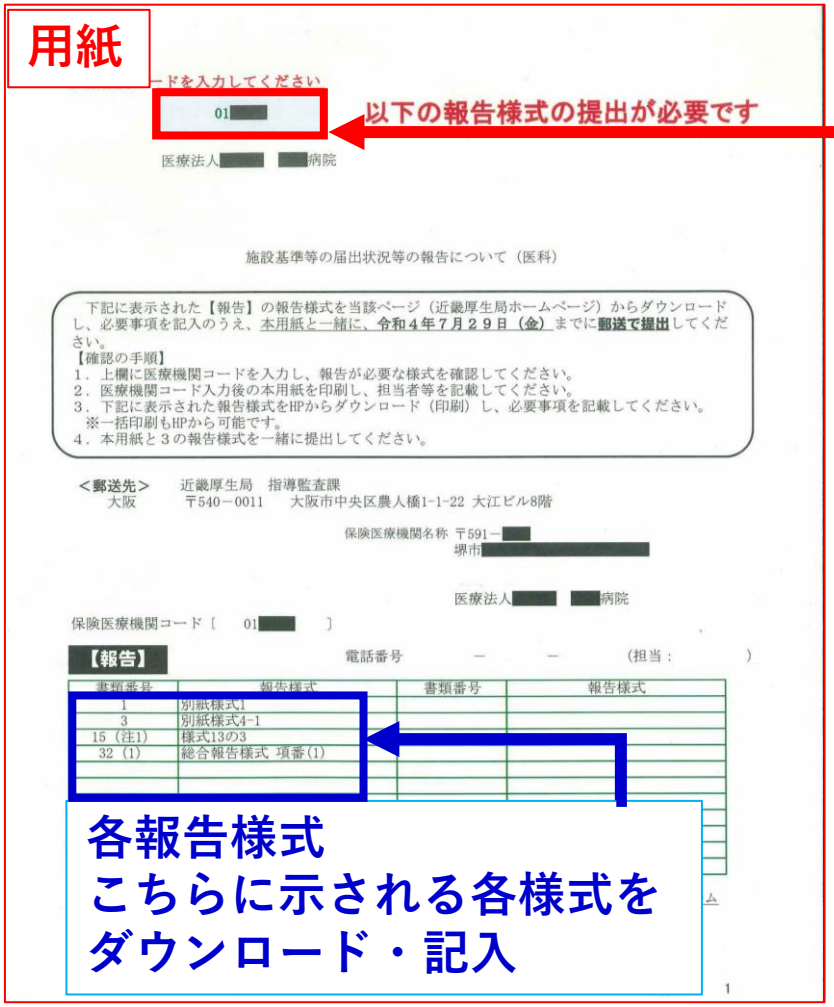

用紙

ードを入力してください

01[redacted]

以下の報告様式の提出が必要です

医療法人[redacted]　[redacted]病院

施設基準等の届出状況等の報告について（医科）

下記に表示された【報告】の報告様式を当該ページ（近畿厚生局ホームページ）からダウンロードし、必要事項を記入のうえ、本用紙と一緒に、令和４年７月２９日（金）までに**郵送で提出**してください。

【確認の手順】
1．上欄に医療機関コードを入力し、報告が必要な様式を確認してください。
2．医療機関コード入力後の本用紙を印刷し、担当者等を記載してください。
3．下記に表示された報告様式をHPからダウンロード（印刷）し、必要事項を記載してください。
※一括印刷もHPから可能です。
4．本用紙と３の報告様式を一緒に提出してください。

＜郵送先＞　近畿厚生局　指導監査課
大阪　〒540－0011　大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階

保険医療機関名称 〒591－[redacted]
堺市[redacted]

医療法人[redacted]　[redacted]病院

保険医療機関コード［　01[redacted]　］

【報告】　電話番号　－　－　（担当：　）

書類番号	報告様式	書類番号	報告様式
1	別紙様式1		
3	別紙様式4-1		
15（注1）	様式13の3		
32（1）	総合報告様式 項番(1)		

各報告様式
こちらに示される各様式を
ダウンロード・記入

医療機関コードを入力

医療機関コード・
医療機関名の**用紙**
＋**各報告様式**
を郵送

③(B)報告なし 無床診療所　手順

③(B)報告なし 無床診療所　手順1

無床診療所で**青枠**のハガキが届いた場合

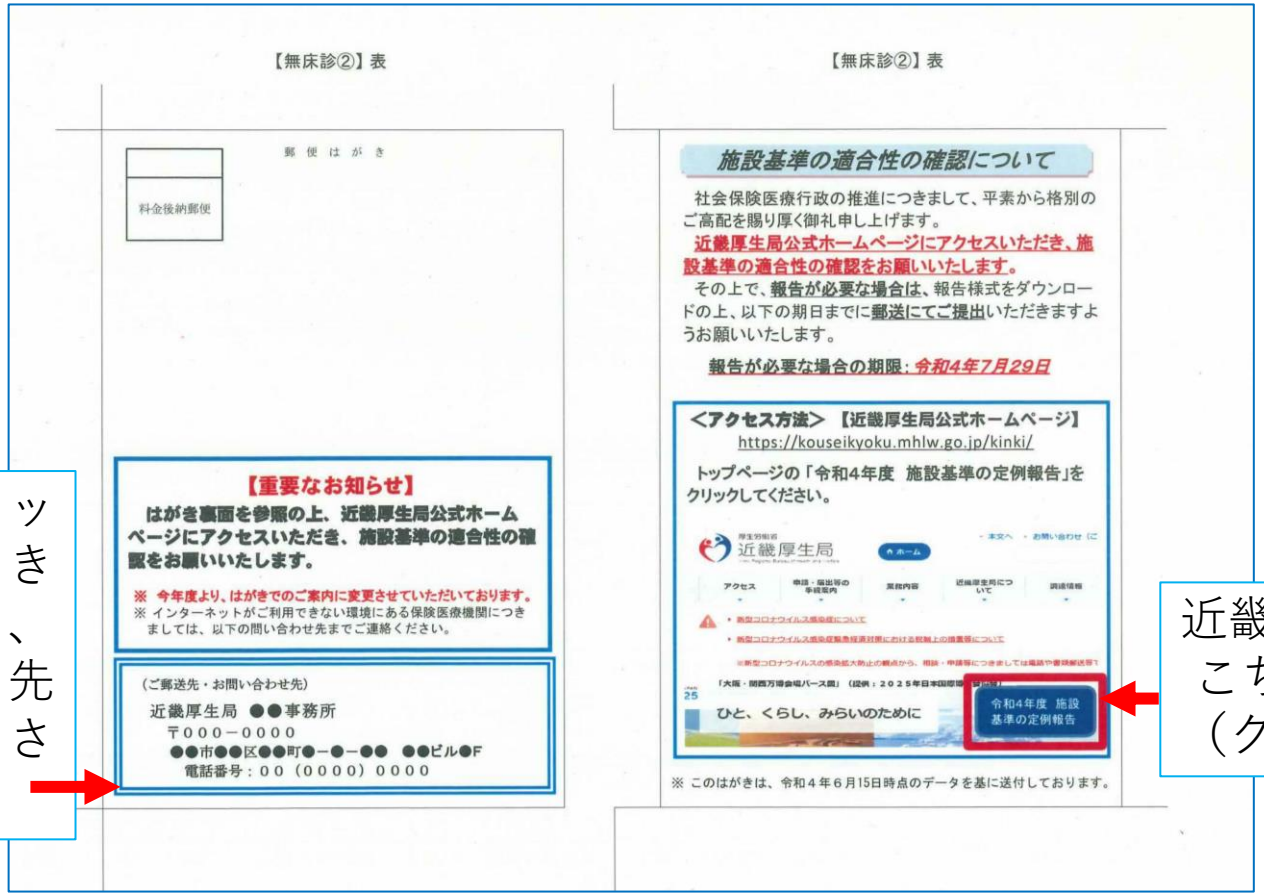

【無床診②】表

郵便はがき

料金後納郵便

【重要なお知らせ】

はがき裏面を参照の上、近畿厚生局公式ホームページにアクセスいただき、施設基準の適合性の確認をお願いいたします。

※ 今年度より、はがきでのご案内に変更させていただいております。

※ インターネットがご利用できない環境にある保険医療機関につきましては、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

（ご郵送先・お問い合わせ先）

近畿厚生局 ●●事務所

〒000－0000

●●市●●区●●町●－●－●●　●●ビル●F

電話番号：00（0000）0000

【無床診②】表

施設基準の適合性の確認について

社会保険医療行政の推進につきまして、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

近畿厚生局公式ホームページにアクセスいただき、施設基準の適合性の確認をお願いいたします。

その上で、報告が必要な場合は、報告様式をダウンロードの上、以下の期日までに郵送にてご提出いただきますようお願いいたします。

報告が必要な場合の期限：令和4年7月29日

<アクセス方法>【近畿厚生局公式ホームページ】

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/

トップページの「令和4年度　施設基準の定例報告」をクリックしてください。

近畿厚生局

ひと、くらし、みらいのために

令和4年度 施設基準の定例報告

※ このはがきは、令和４年６月15日時点のデータを基に送付しております。

インターネットを利用できない場合は、問い合わせ先へ連絡ください

近畿厚生局ホームページ
こちらにアクセス
（クリック）

③(B)報告なし 無床診療所　手順2

「医科（無床診療所）」をクリック

近畿厚生局 >保険医療機関・保険薬局・柔道整復師・訪問看護事業者のみなさまへ >令和4年度　施設基準の定例報告

更新日：2022年7月8日

令和4年度　施設基準の定例報告

施設基準等を届け出た保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護ステーションは、各種通知等に基づき、毎年7月1日現在の状況を地方厚生局長へ報告する必要があります。

以下のそれぞれのページから報告に必要な様式を確認できます。

- 病院
- 医科（有床診療所※）

※有床でも、「入院基本料」や「療養病床入院基本料」を届け出ていない診療所は、↓「医科（無床診療所）」として報告してください。

- 医科（無床診療所）
- 歯科
- 薬局
- 訪問看護

クリック

③(B)報告なし 無床診療所　手順3

（A）施設基準の適合性の確認について（報告）

近畿厚生局 >保険医療機関・保険薬局・柔道整復師・訪問看護事業者のみなさまへ >医科（無床診療所）に係る定例報告等について

更新日：2022年7月8日

医科（無床診療所）に係る定例報告等について

報告いただくにあたって

・届け出ている施設基準がない場合

ご提出いただく書類はありませんが、届出が不要となっている施設基準について、要件を満たしているか必ずご確認ください。←クリック

注：明細書の発行に係る「正当な理由」に該当する旨を届け出ている診療所については、（B）に進んでください。

・届け出ている施設基準がある場合

・以下の（A）及び（B）の両方をご確認いただき、報告が必要か確認してください。

・報告が必要な場合は、当該報告様式をダウンロードの上、令和4年7月29日（金）までに貴院が所在する府県を管轄する事務所（大阪府にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

※今回の報告に関して、ご不明な点がございましたら「FAQ（医科）」を参照してください。

（A）施設基準の適合性の確認

・令和4年7月1日現在で届け出ている施設基準について、要件を満たしているか自己点検を行い、要件を満たしていない施設基準がある場合に限り、以下の報告様式及び辞退届をご提出ください。

・詳細は、下表の「施設基準の適合性の確認について（PDF）」をご覧ください。

・届け出ている施設基準がご不明な場合は、下記リンク先をご参照ください。

→「施設基準の届出受理状況」及び「保険外併用療養費の報告状況」

必ずお読みください！	報告様式		備考
施設基準の適合性の確認について（PDF）	要件を満たしていない施設基準がある場合に限り、以下の報告様式及び辞退届の提出が必要です。 医科（無床診療所）施設基準の適合性の確認について（報告）	（PDF） （Word）	次に（B）に進んでください。

（B）施設基準の届出状況等の報告（医科（無床診療所））

【確認の手順】

1. 以下の【報告確認ツール】に医療機関コードを入力し、報告が必要な様式を確認してください。

【報告確認ツール】→ こちら（報告が必要な様式を確認できます！）

※アクセスが集中している等により、ファイルのダウンロードに時間を要する場合がありますので、デスクトップなどに保存して使用することをおすすめします。

2. 医療機関コード入力後の【報告確認ツール】の画面を印刷し、担当者等を記載してください。
3. 確認した報告様式を下表からダウンロードし、必要事項を記載してください。
4. 2. で印刷した【報告確認ツール】の帳票及び3. で作成した報告様式を併せてご提出ください。

「辞退届」は、
こちらをクリックして
ダウンロード

こちらをクリック
PDF・Word
いずれかの形式で
ダウンロード

こちらをクリック
「必ずお読みください」

③(B)報告なし 無床診療所　手順4

（A）施設基準の適合性の確認について（報告）

医科（無床診療所）

参考⑤

令和４年７月８日

保険医療機関　開設者　様

近畿厚生局

施設基準の適合性の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年７月１日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされています。

つきましては、７月１日現在で貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴院で確認して、**施設基準の要件を満たしていないものがある場合は**、「施設基準の適合性の確認について（報告）（※）」により、**令和４年７月29日（金）までに郵送にて提出**してください。

下記の「施設基準の適合性の確認」が終わりましたら、必ずホームページの「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄についてもご確認ください。
報告が必要な様式が、【報告確認ツール】」で確認できます。

記

１．確認手順について

（１）施設基準の要件の確認

① ７月１日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。

② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、近畿厚生局ホームページに掲載している「届出受理医療機関名簿」をご参照ください。

（２）施設基準の要件を確認した結果

① **すべて要件を満たしている場合**

「施設基準の適合性の確認について（報告）」の作成は不要です。

② **要件を満たしていない施設基準がある場合**

「施設基準の適合性の確認について（報告）（※）」の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に当該施設基準名を記入の上、提出してください。

併せて、要件を満たしていない施設基準の「辞退届」を提出してください。

（※）「施設基準の適合性の確認について（報告）」の様式
→（ＰＤＦ版）（ワード版）

２．届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている以下の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご留意ください。

（届出が不要となっている施設基準）
※この施設基準のみ要件を満たさない場合は、前記１（２）②の報告は不要です。

- 夜間・早朝等加算
- 電子的保健医療情報活用加算
- 明細書発行体制等加算
- 臨床研修病院入院診療加算
- 妊産婦緊急搬送入院加算
- 重症皮膚潰瘍管理加算
- 強度行動障害入院医療管理加算
- がん拠点病院加算
- 高度難聴指導管理料
- アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
- 小児抗菌薬適正使用支援加算
- 夜間休日救急搬送医学管理料
- がん治療連携管理料
- 遠隔連携診療料
- 認知症専門診断管理料
- 連携強化診療情報提供料
- 在宅時医学総合管理料の注８
- 施設入居時等医学総合管理料の注５
- 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算
- 経皮的冠動脈形成術
- 経皮的冠動脈ステント留置術
- 遠隔連携遺伝カウンセリング
- 医科点数表第２章第10部手術の通則の５及び６（歯科点数表第２章第９部手術の通則４を含む。）に掲げる手術

３．郵送先及び問い合わせ先

前記の報告書等は貴院の所在地を管轄する府県事務所等へ**郵送にて提出**してください。

府県	郵送先 お問い合わせ	
福井県	近畿厚生局 福井事務所	〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎7階 TEL 0776-25-5373 FAX 0776-25-5375
滋賀県	近畿厚生局 滋賀事務所	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階 TEL 077-526-8114 FAX 077-526-8116
京都府	近畿厚生局 京都事務所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル蛸町691 りそな京都ビル5階 TEL 075-256-8681 FAX 075-256-8684
大阪府	近畿厚生局 指導監査課	〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階 TEL 医科 06-7663-7663 FAX 06-4791-7355
兵庫県	近畿厚生局 兵庫事務所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎2階 TEL 078-325-8925 FAX 078-325-8928
奈良県	近畿厚生局 奈良事務所	〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階 TEL 0742-25-5520 FAX 0742-25-5522
和歌山県	近畿厚生局 和歌山事務所	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階 TEL 073-421-8311 FAX 073-421-8315

報告

医科（無床診療所）

施設基準の適合性の確認について（報告）

７月１日現在、貴院が届け出ている施設基準について、次の「ア」または「イ」のいずれに該当するかご確認ください。

ア　届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしている　又は　届け出ている施設基準がない場合 → この用紙は提出不要

イ　届け出ている施設基準のうち、要件を満たしていないものがある場合

以下の【枠内】に要件を満たしていない施設基準名を記入のうえ、**郵送にて提出**してください。

届け出ている施設基準のうち、次のものについては、施設基準の要件を満たしていません。（なお、それ以外の施設基準は、要件を満たしています。）

＜要件を満たしていない施設基準名＞　（記入例）地域包括診療加算

※　記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。

令和　　年　　月　　日

近畿厚生局長　殿

保険医療機関コード

所在地

名　称

開設者

電話番号　　―　　―　　（担当：　　）

・要件満たす場合：**郵送は不要です**
・要件満たさない場合：**報告**＋「辞退届」を郵送

③(B)報告なし 無床診療所　手順5

（B）施設基準等の届出状況等の報告（医科）

近畿厚生局 >保険医療機関・保険薬局・柔道整復師・訪問看護事業者のみなさまへ >医科（無床診療所）に係る定例報告等について

更新日：2022年7月8日

医科（無床診療所）に係る定例報告等について

報告いただくにあたって

・届け出ている施設基準がない場合

ご提出いただく書類はありませんが、届出が不要となっている施設基準について、要件を満たしているか必ずご確認ください。←クリック

注：明細書の発行に係る「正当な理由」に該当する旨を届け出ている診療所については、（B）に進んでください。

・届け出ている施設基準がある場合

・以下の（A）及び（B）の両方をご確認いただき、報告が必要か確認してください。

・報告が必要な場合は、当該報告様式をダウンロードの上、令和4年7月29日（金）までに貴院が所在する府県を管轄する事務所（大阪府にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

※今回の報告に関して、ご不明な点がございましたら「FAQ（医科）」を参照してください。

（A）施設基準の適合性の確認

・令和4年7月1日現在で届け出ている施設基準について、要件を満たしているか自己点検を行い、要件を満たしていない施設基準がある場合に限り、以下の報告様式及び辞退届をご提出ください。

・詳細は、下表の「施設基準の適合性の確認について（PDF）」をご覧ください。

・届け出ている施設基準がご不明な場合は、下記リンク先をご参照ください。

→「施設基準の届出受理状況」及び「保険外併用療養費の報告状況」

必ずお読みください↓	報告様式		備考
施設基準の適合性の確認について（PDF）	◆要件を満たしてない施設基準がある場合に限り、以下の報告様式及び辞退届の提出が必要です。 医科（無床診療所）施設基準の適合性の確認について（報告）	（PDF） （Word）	次に（B）に進んでください。

（B）施設基準の届出状況等の報告（医科（無床診療所））

【確認の手順】

1. 以下の【報告確認ツール】に医療機関コードを入力し、報告が必要な様式を確認してください。

【報告確認ツール】 → こちら（報告が必要な様式を確認できます！）

※アクセスが集中している等により、ファイルのダウンロードに時間を要する場合がありますので、デスクトップなどに保存して使用することをおすすめします。

2. 医療機関コード入力後の【報告確認ツール】の画面を印刷し、担当者等を記載してください。
3. 確認した報告様式を下表からダウンロードし、必要事項を記載してください。
4. 2. で印刷した【報告確認ツール】の帳票及び3. で作成した報告様式を併せてご提出ください。

こちらをクリック

③(B)報告なし 無床診療所　手順6

（B）施設基準等の届出状況等の報告（医科）

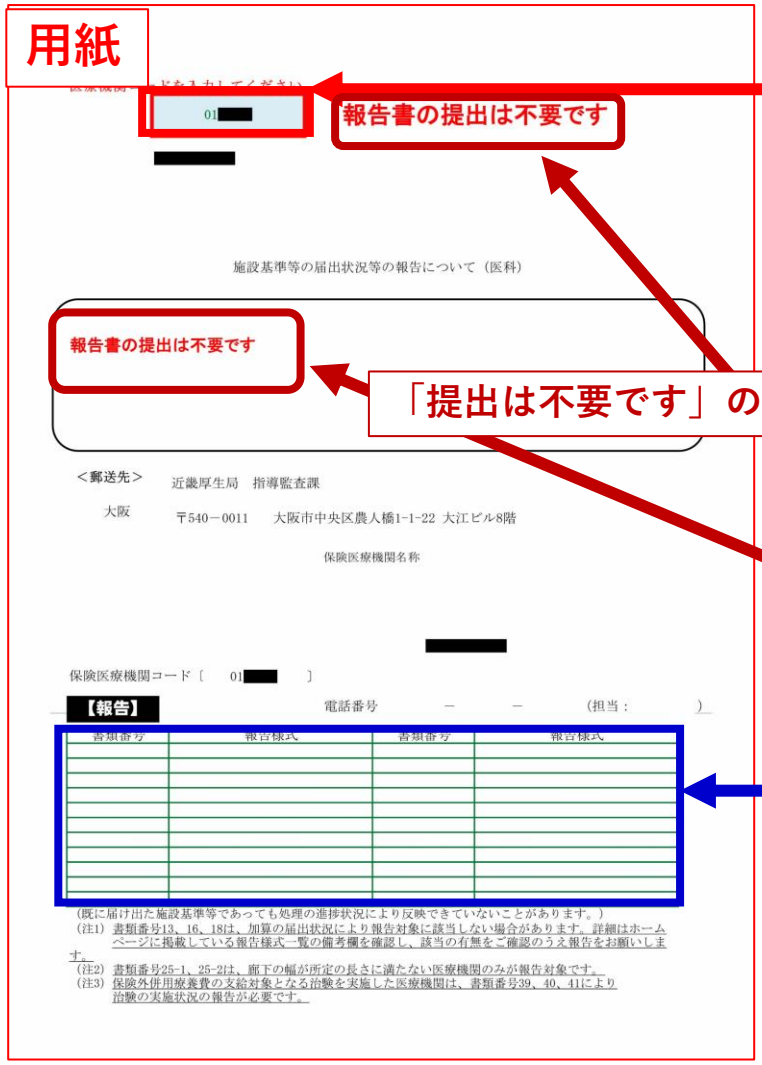

医療機関コード（ハイフンなし）を入力

医療機関コード・
医療機関名の**用紙**
＋**各報告様式**
の**郵送は不要です**

何も表記されません（空白）